

## 旧優生保護法関係文書の提供事案に係る当面の対策について

平成30年8月10日

### 1 事案の概要

平成30年5月に旧優生保護法関係の歴史的公文書（昭和35年度、36年度国庫補助実績報告書）について閲覧請求があり、当該文書は過去に審査を行い、閲覧に供したことがあったため、改めて審査を行わず即日提供した。5月24日に閲覧請求者から旧優生保護法担当課あてに、本人同意なく優生手術を受けられた方の個人情報があるとの指摘があった。

そこで、公文書館が改めて確認したところ、これらの方々9名の氏名や疾病名等が公開されていることが判明した。

なお、公文書館では、過去に審査し閲覧に供した文書については、次回以降の閲覧請求においては審査を省略し、請求者を待たせることなく閲覧に供している。また、本件文書について、いつ最初の閲覧請求があり、誰が審査を行ったのか定かではないものの、最初の審査時に当該個人情報の見落としがあったものと推測される。

本件については、翌5月25日に記者発表を行い、6月5日に県議会総務政策常任委員会に報告している。

### 2 当面の対策について

#### (1) 考え方

- ・ 今回の事案の原因となった「見落とし」が二度と発生しないよう、「いつ」、「だれが」、「どのような根拠」で公開を判断したのか検証可能にする。
- ・ 既に審査を行い、公開（一部非公開）を決定した全ての資料について、非公開とすべき情報がないか調査を行う。
- ・ これまで担当者1名のみで審査を行っており、ダブルチェックが行われていなかったことを踏まえ、複数人による審査を行う。
- ・ 資料ごとに、審査時期、担当者名、審査の考え方を記載するための「審査・閲覧履歴台帳」を作成し、常時保管する。
- ・ 議会の提案を踏まえ、各部局から公文書館に文書を引き渡す際に、個人情報等が含まれているか申し送る仕組みを構築する。

#### (2) 取組み状況

##### ① 再調査

歴史的公文書については、最初の審査で公開としたものには青シール、非公開情報部分があるものには袋がけなどをして黄シールを貼付している。2回目以降はこのシールが貼付されているものは審査をせずに速やかに閲覧に供している。

今回、青シール貼付の簿冊に公開すべきでない個人情報が含まれていたことからシール貼付の簿冊について再調査を行っている。

7月11日～8月3日の対応件数は152件/3,286件

##### ② 複数人による審査・決裁

利用者から閲覧申込があった場合、複数人で審査を行い、館長（館長不在時は資料課長）決裁とした。

6月7日～8月3日までの対応件数は100件

③ 審査・閲覧履歴台帳

②で決裁になった閲覧申込書（コピー）の情報を審査・閲覧履歴台帳に入力予定。公開、非公開情報を新年度から始まる新公文書館システムに入れ、利便性を図る。

④ 個人情報等が含まれているか申し送る仕組みの構築

起案文書を作成する際に、情報公開区分（非公開情報の有無）への記入を必須とした。（平成30年7月に行政文書管理システムを改修済み）